

新旧対照表

【通関業法基本通達（昭和47年3月1日蔵閣第105号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>第1章 総則</p> <p>(委任関係の取扱い)</p> <p>2—1 通関業者が、輸出者、輸入者、限定申告者（関税定率法（明治43年法律第54号）その他関税に関する法令の規定により輸入の申告をする者の資格が限定されている場合における申告者をいう。以下この項において同じ。）等依頼者（以下「依頼者」という。）の代理人として通関業務を行う場合の委任関係については、次により取り扱う。</p> <p>(1)～(2) （省略）</p> <p>(3) 限定申告者であっても、通関業者による代理申告は、当然、認めて差し支えない（法律的には、限定申告者が <u>輸入取引者たる</u> 商社等（以下「<u>輸入取引者</u>」という。）に貨物の輸入を依頼し、当該 <u>輸入取引者</u> が通関業者に通関手続を委任することによって復代理の関係が生じたものと解する。）。この場合においては、輸入（納税）申告書等（関税法基本通達（昭和47年3月1日蔵閣第100号）7—2の(1)に規定する輸入（納税）申告書等をいう。以下同じ。）の輸入者の住所、氏名欄の上位に当該限定申告者の住所、氏名又は名称を記載するとともに、同欄の下位に当該 <u>輸入取引者</u> の住所、氏名又は名称をも記載し、当該 <u>輸入取引者</u> から通関手続の委任を受けた通関業者の住所、氏名又は名称を代理人住所、氏名欄に記載する。</p> <p>なお、この場合には、当該限定申告者と <u>輸入取引者</u> の関係について、購入依頼書等の書類により確認することとする。</p>	<p>第1章 総則</p> <p>(委任関係の取扱い)</p> <p>2—1 通関業者が、輸出者、輸入者、限定申告者（関税定率法（明治43年法律第54号）その他関税に関する法令の規定により輸入の申告をする者の資格が限定されている場合における申告者をいう。以下この項において同じ。）等依頼者（以下「依頼者」という。）の代理人として通関業務を行う場合の委任関係については、次により取り扱う。</p> <p>(1)～(2) （省略）</p> <p>(3) 限定申告者であっても、通関業者による代理申告は、当然、認めて差し支えない（法律的には、限定申告者が商社等に貨物の輸入を依頼し、当該 <u>商社等</u> が通関業者に通関手続を委任することによって復代理の関係が生じたものと解する。）。この場合においては、輸入（納税）申告書等（関税法基本通達（昭和47年3月1日蔵閣第100号）7—2の(1)に規定する輸入（納税）申告書等をいう。以下同じ。）の輸入者の住所、氏名欄の上位に当該限定申告者の住所、氏名又は名称を記載するとともに、同欄の下位に当該 <u>商社等</u> の住所、氏名又は名称をも記載し、当該 <u>商社等</u> から通関手続の委任を受けた通関業者の住所、氏名又は名称を代理人住所、氏名欄に記載する。</p> <p>なお、この場合には、当該限定申告者と <u>商社等</u> の関係について、購入依頼書等の書類により確認することとする。</p>